

戸籍等郵送交付請求書

年 月 日

利根町長 あて

本籍	茨城県北相馬郡利根町				番地
筆頭者	※戸籍の最初に書いてある人の氏名 ※亡くなられていても変わりません			必要な人の氏名	※個人事項証明(戸籍抄本)、除籍抄本、身分証明、独身証明の場合は氏名を記載してください。
郵送してほしいもの				相続等の場合	
戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	450 円	通	()の出生から死亡まで		部
戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	450 円	通	()の出生から婚姻まで		部
改製原戸籍謄本	昭和 平成	750 円	通	()の婚姻から死亡まで	部
改製原戸籍抄本	昭和 平成	750 円	通	()と()の関係がわかるもの	部
除籍謄本	除籍全部事項証明	750 円	通	その他()	部
除籍抄本	除籍個人事項証明	750 円	通	記載事項証明書()	350 円 通
戸籍の附票	全員 個人	300 円	通	受理証明書()	350 円 通
附票個人の場合、次の住所が記載されているもの ()から()				身分証明書	300 円 通
				独身証明書	300 円 通
使用目的	用途・提出先等				
請求者	郵便番号	〒 -			
	住所				
	氏名				
	必要な人との続柄	①本人 ②配偶者・子・孫・父母・祖父母 ③その他()⇒使用目的欄に、請求理由・提出先等を具体的に記載してください。			
	電話番号	昼間の連絡先 - - (自宅・勤務先・携帯電話)			
同封するもの	<u>1、この請求書</u> <u>2、交付手数料(定額小為替 ⇒ 郵便局で購入してください。)</u> <u>3、返信用封筒(住所・氏名・郵便番号を記入し、切手を貼ったもの)</u> (お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。) <u>4、本人確認書類のコピー(運転免許証・住基カード・健康保険証等)</u>				

- ※ 手数料としての「郵便切手」は換金できませんので、必ず定額小為替(無記名)・現金書留等をお願いします。
- ※ 相続の場合、交付件数が個人により異なります。
- ※ 偽りその他の不正の手段により交付を受けた者は、30万円以下の罰金又は10万円以下の過料に処せられます(戸籍法第133条・134条)。
- ※ 請求が不当な目的によることが明らかな場合には、申請には応じられません。
- ※ 本人確認書類については、お問合わせください。
- ※ 請求者の現住所以外に送付することはできません。
- ※ 申請者との親族関係がわかる戸籍謄本等が必要となる場合もあります。